

第18回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年12月5日（木）午後1時30分から午後3時03分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員（22人）

1番	清水 静 枝	2番	中 村 滋
3番	箱 田 裕 史	4番	浦恩城 由 子
5番	佐 藤 勲	6番	寺 崎 正 親
7番	今 井 隆	8番	須 田 直 子
9番	大 野 俊 彦	10番	信 澤 健 治
11番	中 沢 幸 子	12番	山 田 孝 夫
14番	戸 塚 英 子	15番	塚 越 勤
17番	石 川 大 輔	18番	川 野 健 一
20番	西 山 康 雄	21番	反 保 勉
22番	飯 野 利 貞	23番	新 井 元
24番	設 楽 明 志	25番	金 井 政 明

4 欠席委員（3人）

13番	天 田 晃	16番	永 井 保 伸
19番	福 田 敬 一		

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八 木 秀 明
局長補佐	荒 木 聡
係長	石 井 孝 磨
係長	渡 邊 喬 丈
主任主事	飯 塚 淳
主任主事	安 藤 優 太
主任主事	引 田 めぐみ

6 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第8 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第11 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1 時 3 0 分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、第18回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長よりお願いしたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第18回農業委員会総会を開催いたします。

まず、委員の出席状況を報告させていただきます。今日、欠席された方が3名おりまして、13番、天田晃委員、そして16番、永井保伸委員、また議席番号19番、福田敬一委員から欠席と連絡がございまして、3名の欠席になります。ということで、本日の出席委員は全員25名のところ22名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命に入ります。

それでは、議事録署名委員、私のほうから指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号5番、佐藤勲委員並びに21番、反保勉委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。また、書記には事務局の石井係長を任命いたします。

それでは、これより議事に入ります。進行させていただきます。

皆さん、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどお願いいたします。

それでは、早速、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は使用貸借、転用の目的は一般住宅でございまして、平成6年10月20日許可、群馬県指令西農第2062号でございました。取

消しを願い出る理由につきましては、建築計画がなくなったためとのことでございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は使用貸借、転用目的は倉庫・車庫用地でございまして、令和5年7月24日許可、高農委指令第1204号でございました。取消しの理由につきましては、地盤改良工事に想定以上の費用がかかるためとのことでございます。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は倉庫用地でございまして、平成9年10月20日許可、群馬県指令西農1474号でございました。取消しの理由につきましては、建築計画が中止になり賃貸借契約を解消したためとのことでございます。

以上、農地法の規定による許可取消願は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま取消願の説明が3件ございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けいたします。

○25番金井委員 よろしいですか。

○会長 はい、お願いいたします。

○25番金井委員 25番の金井ですけれども、2番の取消しの理由なのですけれども、地盤改良工事に想定以上の費用がかかるため、一応許可の取消願を出したということなのですけれども、何かこんな理由になるのですか。何かよく分からないのですけれども。

○会長 では、事務局から細かい説明、お願いします。

○事務局 質問の内容とすると、地盤改良工事に想定以上の費用がかかるためということの理由が少しそぐわないのではないかとということでよろしいですか。

○25番金井委員 はい。

○事務局 転用許可後、実際そこに倉庫と車庫を建てようとしたところ、地盤調査をした結果、そのままでは建てられない土地ということで地盤改良工事を行う必要が出てきてしまったということで、もともと用意していた資金以上に費用がかかってしまうため、この場所に倉庫を建てることができないので、転用自体を取り消したいというような内容になるのですけれども。

○会長 要は地盤が軟弱だったということね。

○事務局 はい。

○会長 金井委員、よろしいでしょうか。

○25番金井委員 建物の費用に関して、地盤改良の費用というのは大した金ではないと思うのですけれども、そのくらいであれなのですか、もうやめるといふあれになってしまうのですかね。

○事務局 ご本人さまたちがご用意していた資金以上にかかってしまうということなので、転用の実行ができないということで、今回は一度転用自体をやめたいということなので取消しの理由が、このようになっています。

○25番金井委員 はい。本人の意思なのではないですか、これは。分かりました。

○会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

なさそうなので、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は露天駐車場でございます。令和5年4月24日許可、高農委指令第1022号でございました。こちらは一時転用の申請でございます。令和5年4月24日から令和8年4月23日までの3年間でございました。変更の理由につきましては、事業者が変更になったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は露天駐車場でございます。申請地近隣で工事を請け負っているが、従業員用駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいとのことでございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和7年1月1日から令和8年12月31日の2年間の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書19ページ、議案第5号ナンバー15が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 計画変更の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けいたします。

これといってなさそうなので、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、所有農地が河川改修工事で収用されるため代替地として申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、以前より耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は贈与、後継者として申請地を叔母より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、養鶏業を営んでいるが申請地を買い受けて飼料畑として使用したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、畜産業を営んでいるが申請地を買い受けて飼料畑として使用したいという申請でございます。

8番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は、令和6年12月25日から令和9年12月24日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書16ページ、議案第5号ナンバー1が提出されております。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらで説明をさせていただきます。

9番 取下げでお願いいたします。11月25日に事務局が現地調査を行ったところ、譲受人の経営農地が1筆、住宅への通路として使用されていることを確認しました。代理人を通じて是正が必要であることを説明したところ、今回の申請については取下げ、該当箇所の是正を行った後に改めて申請をしたいとの申出があったことから、今回は取下げとさせていただきます。

10番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

11番 契約内容は交換、所有農地に隣接する申請地を交換にて取得し効率的に耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

13番 契約内容は贈与、母名義の農地を譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

14番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は、取下げ1件を除く16件でございます。なお、この16件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま3条に関する説明がございました。この中で先ほど説明ございましたけれども、9番が取下げということで、また、次回、再申請、申請出されると思います。

それで、これより審議に入るわけですが、ナンバ14、西山康雄委員に関する案件となっております。ちょっと説明しますが、農業委員会等に関する法律第31条において「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできない」とありますので、これを最終の協議、質疑として、その際は西山康雄委員に一時ご退出をお願いしたいと思います。

それでは、ナンバ14を除いて、これより質疑をお受けいたします。よろしくお願いいたします。

この11番の交換というのは、山林と交換だと言っているけれども、山林がどのぐらいの面積なのだろうね。

○事務局 山林は、それほど広い面積ではなくて、申請地とあまり変わらないぐらい、200平米ぐらいですか、山林というほど木が生い茂っているとかでもなく、あくまで地目が山林という場所ですね。

○会長 地目がね。

○事務局 はい、場所です。

○会長 そう。

どうですか、皆さんのほうから質問等何かありましたら。

○20番西山委員 では、1ついいですか。

○会長 はい、西山委員。

○20番西山委員 20番の西山です。3番についてちょっとお聞きしたいと思うのですが、この人は全て貸付けで、ここのところを見ていると、申請の理由のところを見ると、申請地を買い受け

て耕作をしたいと書いてあるのですけれども、この取得する農地というのは、耕作、闇か何かでしていたということかね。

○事務局 以前から手続をしないで、この譲渡人から耕作してほしいんだということで、その3筆は息子さんですか、この譲受人の息子さんと一緒に耕作しているという状況で、実際はこの譲渡人が87歳ということで大分高齢になってきたところから、そろそろちょっと自分でも管理ができないというところで買ってくれないかというような話があって、今回の申請に至ったというところになります。

○20番西山委員 では、これに関しては耕作するということ。

○事務局 そうですね、しています。これからもします。

○会長 それで、今関連するあれなのだけれども、この玉村へ法人へ貸しているのだけれども、利用権か、3条かな、何で貸しているのだろう、これは。

○事務局 こちらは3筆あるのですけれども、中間管理事業で貸しているということです。

○会長 中間管理事業。

○事務局 はい。

○会長 この間も、西山委員からちょっと質問ありましたけれども、利用権が廃止されて、今度は中間機構が管理するということなので、この間、県の常設でもいろいろちょっとそんな質問したのですけれども、そうなる5年以上ということなので、契約期間が最低でも5年以上ということなので、闇が増えるのではないかなんて、そんな意見も出ていましたけれども。

ほかにございますでしょうか。なければ、14番除く議案に対しては許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 それでは、14番に入ります。

では、西山委員、一時ご退出をお願いします。

(20番西山委員 退席)

○会長 それでは、これよりナンバー14について審議に入ります。

どうでしょうか。譲り受けて耕作したいということで、こういう方がいないとこれからは困るので、どんどん耕作放棄地が増えてしまうと困るので。

どうでしょうか。これといってなさそうですね。

それでは、14番、許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、入室してください。

(20番西山委員 着席)

○会長 これといって質問ございませんでした。

○20番西山委員 すみません。

○会長 それでは、続きまして、議案第4号に入ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

2番 住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま第4条の説明、事務局からございました。

それでは、これより審議に入ります。質問等ございましたらお願いいたします。

どうでしょうか、ないでしょうか。なければ許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、議案第5号に入ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明、お願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和6年12月25日から令和9年12月24日までの3年間でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書9ページ、議案第

3号ナンバー8の地上権設定が提出されております。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面を見開いて御覧ください。図面左側の申請地と記載されている箇所がナンバー1の申請地でございます。なお、高崎市近隣支所から北西に約0.9キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面左側の申請地と記載されている箇所が申請地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。赤色の枠で囲われている箇所が申請地でございます。道路を隔てて東西に位置する土地となっております。周囲は、畑及び公衆用道路並びに墓地に隣接しております。

1枚おめくりいただいた4枚目及びもう一枚おめくりいただいた5枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請になりますので、現地は既に図面のとおりのパネルが設置されております。

1枚お戻りいただきまして、4枚目、道路西側の筆につきましては、架台支柱が76本、パネルの枚数が232枚、電気を敷地内に引き込む引込柱が1本設置されております。

5枚目です。5枚目の土地につきましては、架台支柱が108本、パネルの枚数が360枚、電気を敷地内に引き込む引込柱が1本設置されております。また、土地利用計画図に記載はございませんが、雨水は自然浸透処理とのことでございます。なお、申請地の周辺にはフェンスが設置されております。

1枚おめくりください。6枚目がパネルの立面図でございます。最低地上高は2.2メートル、最高地上高は3.4メートル、支柱と支柱の間隔は3.4メートルとなっております。

1枚おめくりください。7枚目以降が営農計画書でございます。1番、営農型太陽光発電設備の下部の農地及び営農者の概要につきまして、今回の申請地における下部の農地の面積は3,820平米でございます。

次に、営農者の属性ですが、効率的かつ安定的な農業経営の方に該当する方になります。農業経営は7年以上あり、作付予定の作物に関しては3年の農作業歴があります。なお、今回の申請については、申請者自身が所有している農地ではないため、許可期間は最大で3年間となります。

1枚おめくりください。2の栽培計画ですが、4年目以降を御覧ください。栽培する作物はサツマイモを予定しております。今回の更新に合わせ作物を変更する計画でございますが、変更の理由といたしまして、これまで栽培していたショウガ及び里芋については栽培にかかる手間や時間と売上げ等が見合っておらず、違う作物を検討した結果、過去の栽培経験等を生かし、より効率的に栽培できるサツマイモを選んだとのことでございます。5年目以降は、記載されている計画のとおりのことでございます。なお、北部の事前協議におきまして、栽植密度の欄の植付けの本数200本につきまして、実際にサツマイモを栽培されている委員さんから植付けの本数が少ないとのご指摘が

ございました。これにつきまして、代理人を通じて申請者に連絡をしましたところ、植付けの本数200本については確保する予定のタネイモの数を記載しており、実際の植付け本数は、10アール当たり約3,000本ほど見込んでいるということでございまして、いただいた指摘を基に収量の要件を達成できる本数を植付けしたいとの報告がございましたので、付け加えさせていただきます。

1枚おめくりください。営農に必要な農作業期間でございしますが、4年目以降を御覧ください。3月から4月にかけて圃場を整備し、5月に定植、6月から9月にかけては雑草が繁茂しないよう除草を行い、10月から11月にかけて収穫する計画であるとのことでございます。5年目以降も、同様でございます。

1枚おめくりください。続きまして、利用する農業機械でございしますが、トラクター、管理機、軽トラックを利用すると伺っております。

農作業に従事する者につきましては、常時3名とのことでございます。

下部の農地における単収見込み等ですが、サツマイモの平均的な単収は10アール当たり1,950キログラムであり、本申請地における収量は10アール当たり約1,560キログラムを見込んでおり、計画どおりの収穫であれば、平均的な単収の80%の収量を見込んでいるとのことでございます。なお、単収の根拠が知見によるとございますが、国の統計によると令和5年度の群馬県においてのサツマイモの平均的な単収は、10アール当たり1,700キログラムであり、見込みどおりの収量であれば、営農型太陽光発電事業の許可基準である収量の8割要件を達成することができると考えられます。

2枚おめくりください。生育に適した日照量の確保につきましては、作目変更前の内容で記載されているため、代理人を通じて改めて確認を行いました。サツマイモについては、遮光率33%とし、サツマイモは光飽和点が快晴時の3割から4割ほどであり、太陽光パネルの下部でも生育に問題はないと伺っております。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の最低地上高2.2メートル、最高地上高3.4メートル、間隔については横が2.9メートル、縦が先ほどのパネル立面図に記載のとおり、3.4メートルでございまして、作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても十分にできているとのことでございます。

2枚おめくりください。必要な知見を有する者の意見書でございしますが、2の所見欄を御覧ください。サツマイモの栽培については、肥料を適切に与えれば取れる作物とのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー1について、事務局から説明がございました。

続きまして、調査報告ですけれども、今回第1班になっております。

そうということで、調査班長の佐藤勲委員から報告、お願いいたします。

○5番佐藤委員 事前調査報告、第1班班長、佐藤勲。農地法第5条許可申請審議ナンバー1につい

て、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請地を耕作している譲受法人の代表者1名の出席でした。

質問1 もともとショウガを作付していたと聞いていますが、どのような品種を栽培していたのですか。また、作目をサツマイモに切り替えることにしたのはなぜですか。

回答 もともとは近江ショウガを作っていました。中国から種を仕入れていましたが、仕入れの金額が以前の倍かかるようになってしまい、以前ほど利益が出なくなっていました。営農者の知人から、サツマイモはパネルの下部での育成に問題がないことを聞き、作目を決めました。

質問2 サツマイモの栽培は初めての試みのようですが、そのほかに検討している作目はありますか。

回答 伊勢崎にも農地を持っており、そちらではアシタバを栽培していますので、当初はアシタバを検討していました。粉末にして青汁の原料として出荷することを考えていましたが、コロナウィルスの流行で売行きが悪くなってしまい断念しました。今後も引き続き収益の出る作目を検討していきたいと考えています。

質問3 サツマイモの出荷は、どのような形で考えていますか。

回答 6次産業化し、加工品として売れば理想的ですが、最初からそこを目指すのは難しいと考えています。きちんと大きく成長するかなど見極めるためにも、まずは普通に出荷したいと考えています。

質問4 会社は伊勢崎にあるようですが、現地の作業には人を雇っているのですか。

回答 植付けや収穫など、繁忙期には私と義理の息子も作業をしますが、ふだんは北原町に住んでいる知人に作業をお願いしています。

質問5 申請地での営農型太陽光事業の収支はどうですか。

回答 売電価格が低下したことやショウガの仕入れ価格が高騰したことにより、土地の賃借料や作業員への賃金を支払うと売電収入と農業収入を合わせて何とか利益が出ているという状況です。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま佐藤班長から調査報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

この質問5の申請地での営農型太陽光事業の収支はどうですかなんてあって、回答のところへいろいろお話を伺いましたけれども、この賃借料を払ったり、売電収入も大分売電価格が下がっているということで大変だという、そんなお話もお聞きしました。それで、これは、今回ショウガからサツマイモということで、本数、先ほど事務局からお話があったとおりなのですが、この収穫したのは、そちらの、どこだっけ……この、こちらのほうで売のかな。そうだね。この生産したサツマイモ。これだけ植えると、どのぐらいサツマイモになるのだろうか。つるばっかりだっ

たら駄目だけれども。よく、つるが育てば、これはサツマイモがうんとできるだろうなんて、掘ってみたらつるばかりだったって、よくそういう。

○事務局 基本的には収穫が出来次第、随時販売するという事です。

○会長 出荷先は、このあれかな、今までやっている、主にスーパー、農協に作物を卸していますということ。

○事務局 もともとショウガなんかはお店のほう、ショウガを使うお店のほうに納めていまして、例えばスーパーですとか、農協ですとか、そういうところではないようだったのですけれども、こちらの方が伊勢崎にも農地をお持ちで、出荷先の方はめどがついているということ。

○会長 では、そちらを。

○事務局 そうですね。

○会長 そちらのほうか。

○事務局 具体的に、まだどこというのは検討中なのですが、今後話を詰めながら出荷先を確保していくということで伺っています。

○会長 こちらのほうで、多くサツマイモを大量に出されるとサツマイモだらけになってしまって。農協でもね。今サツマイモもいろいろ加工したり、6次産業化でいろいろほかの食品にしたりしてやっているようだけれども。

どうでしょう。何か皆さんから質問等ございますでしょうか。

これは、現地は確認してきましたけれども、きれいになっていて、ちょうど収穫が終わった後だからきれいになっています。こういう農地をきれいに管理するとか、こういう、やっぱりその人の性格が出ますよ。やっぱりきれいに管理されていないところとかいろいろありますけれども、やっぱりそれなりの性格が出ているのかななんて、ちょっとそんな思ったりもすることもありますけれども。

どうでしょう。

○20番西山委員 では、またいいですか。

○会長 はい、1つぐらい質問してください。

○20番西山委員 20番の西山ですけれども。北部のときに、これは200本って出て、これが苗だということで、先ほど事務局からタネイモだという話だったのですけれども、これはハウスか何かが、苗を養生する場所というのがあるの。

○事務局 特に申請地の周辺で、何かそういう場所を持っているということではないのですけれども。

○20番西山委員 普通は、芋からなんていうのはまずなくて、大体サツマイモなんか苗を買って、3,000本ぐらいならすぐ植えると思うのだけれども、これを見て、芋で苗を用意して、自分で切ってなると。

○会長 だって、今までそういう経験がないのだろう。

○20番西山委員 はい。ちょっと不安だね。

○会長 ない人がサツマイモ苗を作るというのは。昔はみんな作って、サツマイモからね。みんな伏せておいて、苗取ったけれども。

○20番西山委員 その辺は、だから、聞いたらやっぱり芋からと言ったのね。

○事務局 そうです。もしかしたら、代理人が書類は作成をしているので、その辺りご本人の想定よりもはるかに数が少ないはずで記載があったというところではあるかなと思うのですけれども。

○会長 いや、やっぱり寒いとサツマイモやられてしまうから、苗床をちゃんと暖かくしておいて、そこから芽出さないと、苗を取らないと。

○20番西山委員 今日来ながら、地域のサツマイモ屋さんにちょっと話をして聞いたのだよ。そして、やっぱりソーラーの下では正直な話、ろくなものはできないというので、1トン半、これで取るのだというけれどもと言ったら、うーん、取れねえだろうと言ったけれども。

○事務局 ご指摘いただいたところの、1つタネイモのところについては、施設があるのかの確認と、もし、なければ苗からの購入を検討されてということでご意見があったということと、あと申請地については、全体の農地の面積が3,800平米、パネルの面積がこの栽培計画のところの作付面積579平米ということで、パネルの下部以外のところの農地の面積が3,000平米ぐらいはありますので、そちらのほうでもしっかり作付を行って、収量取れるように代理人を通じて連絡はさせていただきたいと思います。

○会長 あと、北部の事前協議のときに、これは2か所あって狭いものね。こちらがちょっと日陰なのでどうかななんて、そんな意見も出ましたけれども。今のところ、そこも植えるということなのでしょう。

○事務局 そうですね。

○会長 そういうことで、今西山委員がお話ししたとおり、なかなか自分で苗を取るというのは難しいから、その点よく申請人にお話しして対処するようにしてください。

○事務局 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、これは3,000平米を超えておりますので、ナンバー1については許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することといたします。

それでは、続きまして一括審議に入りますけれども、では、南部だけちょっとやりましょう。

それでは、南部地区の一括審議です。

それでは、事務局、お願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、独立開業のため申請地を買い受けて歯科診療所を建築したいという診療所の申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、市外で美容業を営んでいるが高崎市内に店舗を持ちたく申請地を買い受けて店舗を建築したいという店舗の申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、市外で整形外科医院を営んでいるが事業拡大のため申請地を借り受けて新たに診療所を建築したいという診療所の申請でございます。

13番 契約内容は賃貸借、申請地近隣で河川工事を請け負っているが申請地を借り受けて工事用地として使用したいという工事用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和6年12月24日から令和7年7月31日までの約7か月間の申請でございます。

14番 契約内容は賃貸借、申請地近隣で建設工事を請け負っているが申請地を借り受けて工事用地として使用したいという工事用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和6年12月24日から令和8年12月23日までの2年間の申請でございます。

15番 契約内容は賃貸借、申請地近隣で工事を請け負っているが従業員用駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和7年1月1日から令和8年12月31日までの2年間の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書6ペ

ージ、議案第2号ナンバー1が提出されております。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

20番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

21番 契約内容は売買、運送業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

22番 契約内容は売買、土木建築業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

○会長 では、ここまでだね。ここまでが南部地区ですね。

○事務局 はい。

○会長 南部地区の議案の説明がございました。一括して説明をしていただきました。

それでは、これは一括審議に入ります。南部地区だけです。

それでは、よろしくお願いいたします。何か質問等ございましたらお願いします。

そうすれば、取りあえず今南部地区の議案の審議をやっているのですけれども、許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、休憩入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これから北部地区の一括説明、それで一括審議に入ります。

それでは、ナンバー23からですね、北部の。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

23番 契約内容は売買、通路用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

27番 契約内容は賃貸借、イチゴの収穫時期の従業員用駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和6年12月23日から令和7年6月30日までの約6か月間でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

31番 申請書に追記をお願いいたします。現地に物置が設置されていたため、申請の理由欄に「始末書添付」と追記をお願いいたします。

契約内容は使用貸借、農産物の梱包作業場が不足しているため申請地を祖父より借り受けて農産物梱包施設を建築したいという農業用施設の申請でございます。

32番 契約内容は売買、現在運営している墓地の空き区画が少なくなったため隣接する申請地を買い受けて使用したいという墓地の申請でございます。

33番 契約内容は賃貸借、イチゴの収穫時期の従業員用駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和6年12月23日から令和7年6月30日までの約6か月間でございます。

34番 契約内容は売買、半導体製造販売業を営んでいるが新工場の建築に伴い駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

35番 契約内容は売買、外構工事業を営んでいるが高崎市内での受注増加に伴い資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

36番 契約内容は賃貸借、近隣で工場建設工事を請け負っているが工員の増加に伴い駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和6年12月23日から令和9年12月22日までの3年間でございます。

37番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光

発電設備設置用地の申請でございます。

38番 契約内容は売買、理美容業を営んでいるが店舗の賃貸借契約終了に伴い移転先として申請地を買い受けて店舗及び露天駐車場として使用したいという店舗及び露天駐車場の申請でございます。なお、同一事業の関連案件といたしまして、次のナンバー39が提出されております。

39番 契約内容は売買、理美容業を営んでいるが店舗の賃貸借契約終了に伴い移転先として申請地を買い受けて店舗を建築したいという店舗の申請でございます。なお、同一事業の関連案件といたしまして、さきのナンバー38が提出されております。

40番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

41番 契約内容は売買、建築業及び不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

42番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、北部地区の一括案件は20件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま北部地区の一括説明をしていただきました。ナンバー23から42番です。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

どうでしょう、皆さんのほうから。今回、農振除外が先月ですか、11月に下りたということで、また申請が出ておりますけれども。こういう32番のように、これは宗教法人ですね。墓地の、今度は、狭くなったので、また増やすということで、隣接する申請地を買い受けて使用したいと。これも農振除外来たのですね。うちの菩提寺も、そう言えばそうだったな。お墓が狭くなったので、近くの畑をまた墓地にした。そんな過去のことをちょっと思い出しました。

あとは、皆さんのほうから質問がなければ、この中でナンバー34並びに36、これも除外が下りたということで、また申請出されたのですけれども。これは面積が非常に多いということで。大きな工場の利用目的ということなので。

それでは、ほかのがなければ、34及び36につきまして許可相当として農業委員会ネットワーク機構に、今月の常設で意見聴取するわけですが、許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

あと、ほかは皆さんから質問がないので許可ということで、許可相当とします。

それでは、以上で5条のほうが終わります。次に、議案第6号に移ります。相続税のほうですね。

それでは、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番と2番ですが、こちらの案件は被相続人が同一であり、相続人が兄弟となり、関連する案件でございますので、一括して説明をさせていただきます。

1番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は令和6年4月7日でございます。

2番 申請人は被相続人の次男でございまして、相続開始年月日は令和6年4月7日でございます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は2件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま相続税の納税猶予に関する説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質問をお受けいたします。

今、相続税の納税猶予の期間も次の代になるまでずっと続くということで。以前は20年だったっけ、20年で終わったのですけれども、今、次の代になるまで。そういつて、相続税払っているいろんな農産物生産しているのでは採算合わないし。

どうでしょう。よろしければ適格として証明することといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

それで、これで議案終わります。続きまして、報告事項に移ります。

報告事項第1号から第4号まで、それでは、係長、報告、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか7件、合計8件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は居宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか22件、合計23件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか4件、合計5件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条申請7件、5条申請34件、合計41件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和6年11月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 ただいまの報告事項について、皆さんから何か質問ありましたらお願いいたします。

なさそうなので、それでは、その他の事項について入ります。

事務局から何かありましたらお願いします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第18回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時03分 閉会